

労働基準監督機関と公正取引委員会・経済産業省への通報制度について

厚生労働省

(労働基準監督署)

(2)通報

経済産業省
公正取引委員会

(1)臨検監督

- ①以下のいずれかの労働基準関係法令違反が認められ
 - ・労働基準法第24条(賃金支払)違反、最低賃金法第4条等
 - ・労働基準法第32条(労働時間)違反等(※)
- ②当該法令違反の背景に親事業者による下請法違反行為又は特定荷主による物流特殊指定違反行為(※)の存在が疑われ
- ③下請事業者・特定物流事業者が通報を希望した場合

(※) 平成28年6月3日より実施

(3)立入検査

下請法第4条違反、物流特殊指定に係る独占禁止法第19条違反が認められた場合、勧告・公表等

中小企業

(下請事業者・特定物流事業者)

親事業者・特定荷主

- ・下請法第4条違反
- ・物流特殊指定に係る独占禁止法第19条違反

業務改善助成金の拡充のご案内

業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

制度が次のように拡充されます。

※平成28年度第二次補正予算等に基づく措置

制度の拡充 I

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 ^(※1) (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ^(※1))	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上	(※1)生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)	70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上	1/2 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)	100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場

<ご注意いただきたい事項>

- ① 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ② 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象となります。

ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

※ 賃金引上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、上の表に定められた額以上の引上げを行う必要があります。

※ 助成金の支給は第二次補正予算成立が条件となりますが、申請は第二次補正予算成立前であっても可能です。

お問い合わせ先

全国47都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」に、お気軽にお問い合わせ下さい。
ただし、8月中は、厚生労働省労働基準局賃金課 03-5253-1111（内線5531、5533）にお問い合わせ下さい。

各都道府県の「最低賃金総合相談支援センター」の所在地及び電話番号は、厚生労働省ホームページで確認できます。
※厚生労働省ホームページの検索画面又は検索エンジンから「最低賃金 相談」で検索してください。

最低賃金 相談

検索

申請先

業務改善助成金の申請・支給の窓口は、都道府県労働局です。
申請する事業場が所在する地域の労働局にお尋ねください。
【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

制度の拡充Ⅱ

さらに大幅な事業場内最低賃金の引上げを行う事業場に対する助成措置として、以下のコースも新設します。

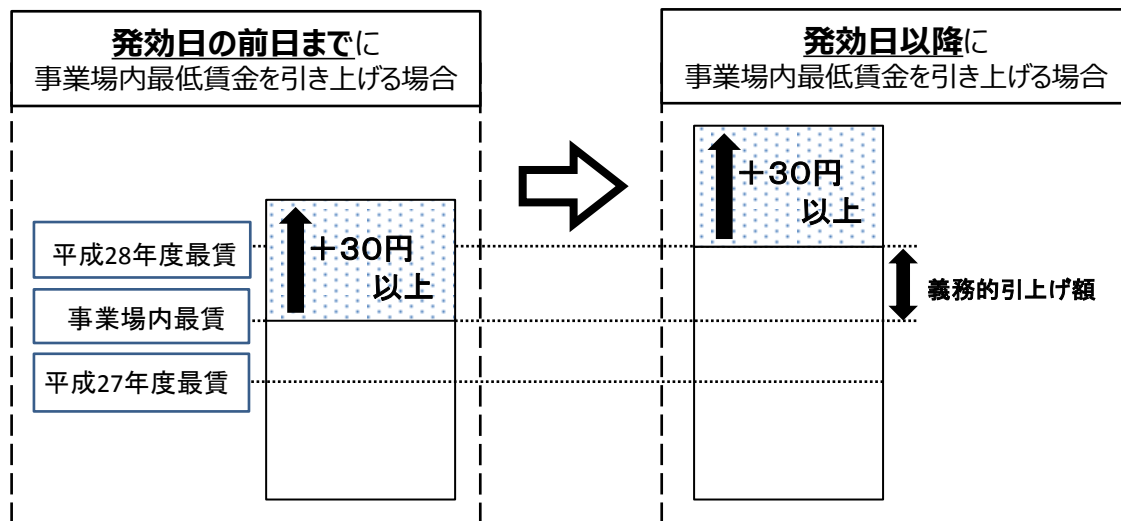
事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
90円以上	7/10 ^(※1) (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ^(※1))	150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
120円以上	(※1)生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)	200万円	

※「制度の拡充Ⅰ」の の「<ご留意いただきたい事項>」については「制度の拡充Ⅱ」にも同様に適用されます。

支給の要件

- ① 事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引上げを行うこと。
※ 引き上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です。
- ② 生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。
※ 単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など、社会通念上当然に必要な経費は対象外となります。
- ③ 事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額を下回る場合は、①の賃金引上げは、その発効日の前日までにすること。
賃金引上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、前頁の表及び上の表に定められた額以上の引上げを行うこと。

※発効日は都道府県により異なりますので、ご注意ください。



※ 事業場内最低賃金の引上げ額が30円以上の場合の例。

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定）の見直し

内容

すべてまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額した場合に助成

H27年度

○ 人数に応じた助成

【助成額】

全賃金規定等改定
1人当たり 3万円(大企業2万円)

雇用形態又は職種別の賃金規定等改定
1人当たり 1.5万円(大企業1万円)

※1 「職務評価」の手法の活用により実施した場合
1事業所当たり20万円(大企業15万円)加算

※2 1年度1事業所当たり100人まで

H28年度

○ 10人までを定額助成(3区分)とし、11人以降は人数に応じた助成とする。

【助成額】

区分	全賃金規定等改定		雇用形態・職種別賃金規定等改定	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
1人～3人	10万円	7.5万円	5万円	3.5万円
4人～6人	20万円	15万円	10万円	7.5万円
7人～10人	30万円	20万円	15万円	10万円
11人～100人	33万円～ 300万円 (3万円×人数)	22万円～ 200万円 (2万円×人数)	16.5万円 ～150万円 (1.5万円×人数)	11万円～ 100万円 (1万円×人数)

※1 「職務評価」の手法の活用により実施した場合
1事業所当たり20万円(大企業15万円)加算

※2 1年度1事業所当たり100人まで

※3 ＜拡充予定＞ 中小企業において3%以上増額した場合、
全ての賃金規定等改定: 1人当たり14,250円(※18,000円)を加算、
雇用形態別・職種別等の賃金規定等改定: 1人当たり7,600円(※9,600円)を加算
(※ 生産性の向上が認められる場合)

平成27年度地域別最低賃金額と平成28年度答申の比較

都道府県名	H27年度最低賃金額【円】	H28年度答申額【円】	引上げ額【円】	発効予定年月日
北海道	764	786	+ 22	平成28年10月1日
青森	695	716	+ 21	平成28年10月20日
岩手	695	716	+ 21	平成28年10月5日
宮城	726	748	+ 22	平成28年10月5日
秋田	695	716	+ 21	平成28年10月6日
山形	696	717	+ 21	平成28年10月6日
福島	705	726	+ 21	平成28年10月1日
茨城	747	771	+ 24	平成28年10月1日
栃木	751	775	+ 24	平成28年10月1日
群馬	737	759	+ 22	平成28年10月5日
埼玉	820	845	+ 25	平成28年10月1日
千葉	817	842	+ 25	平成28年10月1日
東京	907	932	+ 25	平成28年10月1日
神奈川	905	930	+ 25	平成28年10月1日
新潟	731	753	+ 22	平成28年10月1日
富山	746	770	+ 24	平成28年10月1日
石川	735	757	+ 22	平成28年10月1日
福井	732	754	+ 22	平成28年10月1日
山梨	737	759	+ 22	平成28年10月1日
長野	746	770	+ 24	平成28年10月1日
岐阜	754	776	+ 22	平成28年10月1日
静岡	783	807	+ 24	平成28年10月5日
愛知	820	845	+ 25	平成28年10月1日
三重	771	795	+ 24	平成28年10月1日

都道府県名	H27年度最低賃金額【円】	H28年度答申額【円】	引上げ額【円】	発効予定年月日
滋賀	764	788	+ 24	平成28年10月6日
京都	807	831	+ 24	平成28年10月2日
大阪	858	883	+ 25	平成28年10月1日
兵庫	794	819	+ 25	平成28年10月1日
奈良	740	762	+ 22	平成28年10月6日
和歌山	731	753	+ 22	平成28年10月1日
鳥取	693	715	+ 22	平成28年10月12日
島根	696	718	+ 22	平成28年10月1日
岡山	735	757	+ 22	平成28年10月1日
広島	769	793	+ 24	平成28年10月1日
山口	731	753	+ 22	平成28年10月1日
徳島	695	716	+ 21	平成28年10月1日
香川	719	742	+ 23	平成28年10月1日
愛媛	696	717	+ 21	平成28年10月1日
高知	693	715	+ 22	平成28年10月13日
福岡	743	765	+ 22	平成28年10月1日
佐賀	694	715	+ 21	平成28年10月2日
長崎	694	715	+ 21	平成28年10月6日
熊本	694	715	+ 21	平成28年10月1日
大分	694	715	+ 21	平成28年10月1日
宮崎	693	714	+ 21	平成28年10月1日
鹿児島	694	715	+ 21	平成28年10月1日
沖縄	693	714	+ 21	平成28年10月1日
全国加重平均	798	823	+ 25	—

※1 「発効予定年月日」欄の日付は、都道府県において異議申し立てがなかった場合のもの。

※2 地域別最低賃金額が750円未満のもの。 地域別最低賃金額が750円以上800円未満のもの。